

仕 様 書

- 1 件名 北海道防衛局（４）騒音測定機器（レベルレコーダほか）購入業務
- 2 一般的事項
この仕様書は、北海道防衛局（４）騒音測定機器（レベルレコーダほか）購入業務について適用する。
なお、この仕様書に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。
- 3 納入場所 札幌市中央区大通西１２丁目 札幌第３合同庁舎３階
北海道防衛局企画部防音対策課
- 4 納入期間 契約日の翌日から令和５年３月２９日まで

5 調達品目内訳

	品目	カタログ製品名	数量
1	レベルレコーダ	リオン(株)LR-07（検査付き） 又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。ただし、当局で使用している普通騒音計（リオン製NL-42A）との互換性が確保される機器であること。）	2台
2	レベルレコーダ用 ACアダプタ	リオン(株)NC-99A 又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。） (No. 1に接続可能な製品であること。)	2台
3	普通騒音計	リオン（株）NL-42AEX（検定付き） 形式承認番号 第TS222号 又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。ただし、当局で使用している環境計測データ管理ソフトウェア AS-60TR（リオン製）及びレベルレコーダ（リオン製LR-07）との互換性が確保される機器であること。)	3台
4	普通騒音計用AC アダプタ	リオン(株)NC-98E 又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。） (No. 3に接続可能な製品であること。)	3台

※例示した製品以外に同等以上の製品がある場合は、仕様書等に対する質問期限までに同等品以上であることが確認できる資料を添えて発注者の確認を受けるものとする。

6 納入等

- (1) 受注者は、契約後、速やかに納入品目及び納入時期等が記載された一覧表を提出し、発注者の了承を得ること。
- (2) 受注者は、別紙様式を添えて発注者の指定する場所に物品を納入するものとする。
- (3) 納入に要する費用は、受注者の負担とし、納入検査中、又は納入検査の実施以前に生じた物品の亡失又は棄損の責についても、全て受注者が負担するものとする。
- (4) 納入検査は、本仕様書に基づき検査官（発注者が本件の検査を命じた者をいう。）が行うものとする。
- (5) 検査官は、受注者の立ち会いのもと、納入検査を行うものとする。
- (6) 受注者の都合により、受注者の納入検査の立ち会いが困難な場合は、受注者は納入検査に立ち会わないことができるが、この場合、受注者は納入検査の実施及び結果に異議を申し立てることはできないものとする。
- (7) 受注者は、納入検査に合格した良品を納入することとする。
- (8) 受注者は、物品の引き渡し後において隠れた瑕疵が発見されたときは、速やかに適合品に交換すること。
- (9) 納入する物品は、メーカーが保証する新品とする。

6 検定等

受注者は、(財)日本品質保証機構において、普通騒音計は計量法に基づいた検定、レベルレコーダは騒音・振動レベル計用レベルレコーダ検査要領に基づいた検査に合格させるものとする。

なお、納入にあたって、普通騒音計は点検校正結果報告書及び騒音計検定済証、レベルレコーダは点検校正結果報告書及び検査合格証を提出するものとする。

7 機能・性能

本業務で納入した物品は、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他発注者の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

8 その他

- (1) 本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和4年2月25日閣議決定）」に該当する物品等である場合は、その基準を満たすものであること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- (3) 受注者は、本契約の履行上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用するなどしてはならないものとし、本業務の履行後においても同様とするものとする。

別記様式第38（第40条関係）

# 納入先			# 発送年月日			納品書・（受領）検査調書			
# 契約者名 住 所 社 名 代表者名			# 輸送方法			物品管理官官職氏名			
			# 発送 駅			物品管理官命令年月日 (物品管理簿登記年月日)			
			# 分割納入						
# 調達要求番号			# 契 約 年 月 日			証 書 番 号			
# 確認番号又は 認証番号			# 納 期			同 上 付 与 年 月 日			
# 項 目 番 号	# 物 品 番 号	# 会 社 部 品 番 号 又 は 規 格	# 品 名	# 単 位	# 単 価	# 数 量	# 金 額	物品出納官 (物品供用官) (受領者) 受領数量	# 備 考
検 査 指 令 番 号			検 査 判 定			検査結果及び物品管理官の受入命令（受領命令）に より受領した。 受入 年 月 日 受領 所 属 物品出納官 (物品供用官) 官 職 (受 領 者) 氏 名			
検 査 種 類			納 入 年 月 日						
検 査 方 式			検 査 年 月 日						
検 査 場 所			検 査 所 見						
上記のとおり検査結果を報告する。 年 月 日			所 属 検査官官 職 氏 名						
頁中の第 頁									

- (1) 納品書（受領）検査調書（予決令第101条の9に限定する調書をいう。）として使用する場合は、（受領）検査調書（納品書）の文字を抹消して使用する。
- (2) #印は納入業者で記入する。
- (3) 分割納入欄は、契約上の一括納入又は分割納入の区分および回数1/1、2/3の如く記入する。
- (4) 物品番号等は、仕様書に記載してあるものを記入する。
- (5) 数量欄は、納入先ごとの納入数量を記入する。
- (6) 検査所見等詳細に報告する必要がある場合は、別紙とすることができる。
- (7) 用紙寸法は日本産業規格A列4番とする。
- (8) 幕僚長等は、必要があると認めるときは、この様式に所要の事項を付け加え又は用紙の寸法を変更することができる。
- (9) 特別会計の場合、官側は備考欄に会計名等、参考となる事項を記載する。